
4906. 内国貨物運送申告

業務コード	業務名
DCC	内国貨物運送申告

1. 業務概要

内国貨物運送申告を行う。

システムは、申告内容に基づき、「簡易審査扱い」または「書類審査扱い」のいずれかに選定する。

「簡易審査扱い」に選定された申告は、即時に承認となる。

「書類審査扱い」に選定された申告は、税関が行う審査終了により承認となる。

本業務を税関の開庁時間外に行う場合は、時間外執務要請届がされている必要がある。

2. 入力者

(1) 航空の場合

航空会社、通関業、混載業、保税蔵置場

(2) 海上の場合

通関業、保税蔵置場、船会社、船舶代理店、CY、海貨業

3. 制限事項

① 1 申告の品名は最大 5 件とする。

② 1 品名に対するコンテナ数は最大 60 本とする。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通仕様書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通仕様書」参照。

(3) 船舶DBチェック

海上に係る申告の場合で、入力された船舶コードに対して「船舶基本情報登録 (VBX)」業務または「船舶基本情報等事前登録 (WBX)」業務が行われている場合は、資格内変されていないこと。

(4) 時間外執務要請届情報関連チェック

本業務が税関の開庁時間外にわたる場合は、以下のチェックを行う。

① 当該申告・申請者分の時間外執務要請届DBが存在すること。

② 本業務が行われた時刻が時間外執務要請届の届出時間帯であること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 内国貨物運送申告番号の払出し処理

内国貨物運送申告DBに内国貨物運送申告番号(先頭10桁)が登録されていない内国貨物運送申告番号をシステムで払い出す。

(3) 申告官署決定処理

発送地港を管轄する税関官署を申告官署とする。

(4) 書類提出先官署決定処理

(A) 航空に係る申告の場合

入力された発送地港コードに基づき、書類提出先官署を決定する。

ただし、書類提出先官署コードが入力された場合は、入力された官署とする。

(B) 海上に係る申告の場合

入力された発送地バースコードに基づき、書類提出先官署を決定する。

ただし、書類提出先官署コードが入力された場合は、入力された官署とする。

(5) 審査区分選定処理

申告内容に基づき、「簡易審査扱い」または「書類審査扱い」のいずれかに選定する。

(6) 内国貨物運送申告DB処理

①内国貨物運送申告番号に対する内国貨物運送申告DBを作成する。

②入力された内容を登録する。

③審査区分選定処理で「簡易審査扱い」に選定された場合は、承認情報も併せて登録する。

(7) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
内国貨物運送申告控情報	「書類審査扱い」に選定された場合	入力者
		書類提出先税関 (監視担当部門)
内国貨物運送承認通知情報	「簡易審査扱い」に選定された場合	入力者
内国貨物運送承認情報	以下の条件を満たす場合に出力する。 (1) 「簡易審査扱い」に選定された場合 (2) 到着地保税地域が入力された場合	到着地の保税地域* ¹
		書類提出先税関 (監視担当部門)
		到着地税関 (監視担当部門)

(* 1) システム参加保税地域以外の場合は、出力しない。なお、システム参加保税地域とはシステムに参加している保税地域をいう。